

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成十八年規則第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（平成十八年大分県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例第二条第二号の規則で定める行為）</p> <p>第二条 条例第二条第二号の規則で定める行為は、次に掲げる施設又は土地の区域内において行う埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う行為とする。</p> <p>一・二）略</p> <p>三）土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項に規定する要措置区域又は同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域</p> <p>四）土壌汚染対策法第十七条第一項の規定による汚染土壌の運搬に際し当該汚染土壌を一時的に保管する施設</p> <p>五）土壌汚染対策法第二十二条第一項の許可を受けた汚染土壌処理施設</p> <p>六）略</p> <p>（土砂基準）</p> <p>第三条 条例第六条第一項に規定する土砂基準は、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の土砂基準に適合しているかどうかは、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において採取された土砂等について、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>（水質基準）</p> <p>第四条 条例第六条第二項に規定する水質基準は、別表第二の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の水質基準に適合しているかどうかは、別表第二の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の堆積行為に供された区域内の浸透水の水質汚濁の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において採取された浸透水について、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>第五条・第六条（略）</p> <p>（条例第九条第二項の規則で定める事項）</p> <p>第七条 条例第九条第二項の規則で定める事項は、条例第十条第一項第一号から第九号までに掲げる事項とする。</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 条例第十条第一項第十号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二）略</p> <p>三）一時的堆積事業にあっては、土砂等の最大堆積時における土砂等の量</p> <p>3 条例第十条第二項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇三）略</p>	<p>大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（平成十八年大分県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例第二条第二号の規則で定める行為）</p> <p>第二条 条例第二条第二号の規則で定める行為は、次に掲げる施設において行う埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積を行う行為とする。</p> <p>一・二）略</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>三）略</p> <p>（安全基準）</p> <p>第三条 条例第六条第一項の安全基準は、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において採取された土砂等について、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>（水質基準）</p> <p>第四条 条例第六条第二項の水質基準は、別表第二の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の水質基準に適合しているかどうかは、別表第二の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等のたい積行為に供された区域内の浸透水の水質汚濁の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において採取された浸透水について、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>第五条・第六条（略）</p> <p>（条例第九条第二項の規則で定める事項）</p> <p>第七条 条例第九条第二項の規則で定める事項は、条例第十条第一項第一号から第十一号までに掲げる事項とする。</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 条例第十条第一項第十二号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二）略</p> <p>三）一時的たい積事業にあっては、土砂等の最大たい積時における土砂等の量</p> <p>3 条例第十条第二項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇三）略</p>

四 特定事業区域及び特定事業の用に供する施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の図面並びに特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面

五 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（一時的堆積事業にあつては、土砂等の最大堆積時における計画平面図及び計画断面図）で、特定事業の施行前の状況を確認することができるもの

六（略）

七 特定事業区域内の土壌の汚染状態についての検査の試料とする土砂等採取した地点を示す図面並びに当該試料ごとに作成した検査試料採取調査書（第二号様式）及び当該検査に係る計量証明書（計量法（平成四年法律第五十一号）第七十七条の登録を受けた計量証明事業者が交付したものに限る。以下同じ。）（条例第十条第一項第六号ただし書の規定により、特定事業区域 内の土壌の汚染状態についての検査の結果の記載を省略する場合にあつては、堆積行為 を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断する措置が講じられていることを示す図面）

八 特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書（一時的堆積事業にあつては、土砂等の最大堆積時における土砂等の量の積算を記載した計算書）

（削る）

（削る）

四 特定事業場の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の図面並びに特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面

五 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（一時的たい積事業にあつては、土砂等の最大たい積時における計画平面図及び計画断面図）で、特定事業の施行前の状況を確認することができるもの

六（略）

七 特定事業区域内の土壌の汚染状態についての検査の試料とする土砂等採取した地点を示す図面並びに当該試料ごとに作成した検査試料採取調査書（第二号様式）及び当該検査に係る計量証明書（計量法（平成四年法律第五十一号）第七十七条の登録を受けた計量証明事業者が交付したものに限る。以下同じ。）（条例第十条第一項第六号ただし書の規定により、特定事業場の区域内の土壌の汚染状態についての検査の結果の記載を省略する場合にあつては、当該特定事業場の構造がたい積行為を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断するものである ことを示す図面）

八 特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書（一時的たい積事業にあつては、土砂等の最大たい積時における土砂等の量の積算を記載した計算書）

九 土質試験等に基づく土砂等のたい積の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した安定計算書

十 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図

十一 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

（削る）

九（略）

4（略）

（条例第十一条第一項第一号へ及びトの規則で定める使用人）

第九条 条例第十一条第一項第一号へ及びト（条例第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一）略）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の堆積行為に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第十条及び第十一条 削除

十二 特定事業が別表第三に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書類

十三（略）

4（略）

（条例第十一条第一項第一号へ及びトの規則で定める使用人）

第九条 条例第十一条第一項第一号へ及びト（条例第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一）略）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等のたい積行為に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（特定事業場の構造に関する基準）

第十条 条例第十一条第四号（条例第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

一 次号に掲げる場合以外の場合

イ 特定事業場の区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

ロ 著しく傾斜している土地において特定事業を施行する場合にあつては、特定事業を施行する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。

ハ たい積する土砂等の高さ（特定事業により生じたのり面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及びのり面の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ

同表のたい積する土砂等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に掲げるとおりであること。

土砂等の区分		たい積する土砂等の高さ	のり面の勾配
一 砂、れき、砂れき、れき質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	安定計算を行った場合の高さ	安全が確保される勾配
	その他	その他 一〇メートル以下	たい積する土砂等の高さに対する当該のり面の上端と下端の水平距離が一・八倍（たい積する土砂等の高さが五メートル以下の場合にあつては、一・五倍）以上の勾配
二 その他	五メートル以下	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

二 擁壁を用いる場合における当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第八条から

第十二条までの規定に適合すること。

ホ たい積する土砂等の高さが五メートルを超える場合にあつては、高さ五メートル以内ごとに幅一メートル以上の段が設けられ、当該段及びのり面には、雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水施設が設置されていること。

ヘ 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置が講じられていること。

ト のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。

チ 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散を防止するための措置が講じられていること。

二 一時的たい積事業の場合

イ 次の表の上欄に掲げる特定事業場の区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員のたい積行為を行わない区域（以下この号において「緩衝帯」という。）が特定事業場の区域の境界に沿つてその内側に配置されていること。

特定事業場の区域の面積	緩衝帯の幅員
五ヘクタール未満	五メートル以上
五ヘクタール以上一〇ヘクタール未満	一〇メートル以上
一〇ヘクタール以上二〇ヘクタール未満	二〇メートル以上
二〇ヘクタール以上	三〇メートル以上

ロ たい積する土砂等の高さが五メートル以下であること。

ハ たい積する土砂等ののり面の勾配は、たい積する土砂等の高さに対する当該のり面の上端と下端との水平距離が一・八倍以上の勾配であること。

（条例第十一條第一項第四号及び第六号の規定の適用が除外される行

(変更の許可の申請等)

第十二条 条例第十二条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一・二 (略)

三 特定事業に使用される土砂等の量(土砂等の量を増大しないものであり、かつ、特定事業区域の面積を増大しない)ものに限り、次号において同じ。)

四 一時的堆積事業 にあつては、土砂等の最大堆積時 における土砂等の量

五・六 (略)

2 5 4 (略)

5 前項の届出書には、第一項第一号に掲げる事項の変更の場合にあつては条例第九条第一項の許可を受けた者の住民票の写し(法人にあつては登記事項証明書)を、第一項第三号に掲げる事項の変更の場合(一時的堆積事業)の場合を除く。)にあつては変更後の特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の特定事業区域の計画平面図及び計画断面図を、同項第四号に掲げる事項の変更にあつては変更後の土砂等の最大堆積時 における土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の土砂等の最大堆積時 における特定事業区域の計画平面図及び計画断面図を添付しなければならない。

第十三条 (略)

(土砂等の搬入の届出)

第十四条 (略)

第十一條 淤留^ハ淤留^ニ過^シ(条例第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規則で定める行為は、別表第三に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

第十二条 条例第十二条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一・二 (略)

三 特定事業に使用される土砂等の量(土砂等の量を減少させるものであり、かつ、特定事業区域の面積の変更を伴わない)ものに限り、次号において同じ。)

四 一時的たい積事業にあつては、土砂等の最大たい積時における土砂等の量

五・六 (略)

2 5 4 (略)

5 前項の届出書には、第一項第一号に掲げる事項の変更の場合にあつては条例第九条第一項の許可を受けた者の住民票の写し(法人にあつては登記事項証明書)を、第一項第三号に掲げる事項の変更の場合(一時的たい積事業の場合を除く。)にあつては変更後の特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の特定事業場の計画平面図及び計画断面図を、同項第四号に掲げる事項の変更にあつては変更後の土砂等の最大たい積時 における土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の土砂等の最大たい積時 における特定事業場の計画平面図及び計画断面図を添付しなければならない。

第十三条 (略)

(土砂等の搬入の届出)

第十四条 (略)

2 (略)

3 条例第十四条の土砂基準適合証明書は、搬入しようとする土砂等の量五千立方メートル以内ごとに採取した試料ごとに作成した検査試料採取調書及び当該試料による検査に係る計量証明書で当該試料が土砂基準に適合していることが確認できるものとする。

(土砂等管理台帳)

第十五条 (略)

2 条例第十五条第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 特定事業区域の所在地

四・五 (略)

六 特定事業に使用される土砂等の量(一時的堆積事業)にあっては、特定事業に使用される土砂等の量及び土砂等の最大堆積時 における土砂等の量)

七 九 (略)

3 4 (略)

(削る)

(水質検査)

第十六条 条例第十六条第一項の規定による水質検査は、当該特定事業において堆積行為を開始した日から六月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時的堆積事業である場合にあつては、当該特定事業において堆積行為を開始した日から三月ごとに行わなければならない。

2 3 (略)

2 (略)

3 条例第十四条の安全基準適合証明書は、搬入しようとする土砂等の量五千立方メートル以内ごとに採取した試料ごとに作成した検査試料採取調書及び当該試料による検査に係る計量証明書で当該試料が安全基準に適合していることが確認できるものとする。

(土砂等管理台帳)

第十五条 (略)

2 条例第十五条第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 特定事業場の所在地

四・五 (略)

六 特定事業に使用される土砂等の量(一時的たい積事業)にあっては、特定事業に使用される土砂等の量及び土砂等の最大たい積時 における土砂等の量)

七 九 (略)

3 4 (略)

5 第一項の土砂等管理台帳は、一年ごとに閉鎖しなければならない。

(水質検査)

第十六条 条例第十六条第一項の規定による水質検査は、当該特定事業においてたい積行為を開始した日から六月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時的たい積事業である場合にあつては、当該特定事業においてたい積行為を開始した日から三月ごとに行わなければならない。

2 3 (略)

(土壌検査)
第十七条) 略)

3 第一項の土壌検査は、特定事業区域(土砂等を堆積していない区域を除く。)の面積が一ヘクタールを超える場合にあっては、当該特定事業区域を一ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第十八条 条例第十六条第三項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる提出期日までに、それぞれ特定事業水質・土壌検査報告書(第九号様式)を提出して行わなければならない。

検査の区分	提出期日
特定事業が一時的堆積事業でない場合における条例第十	堆積行為を開始した日から六月ごと
六条第一項の規定による水質検査又は土壌検査	に当該六月を経過した日から三週間以内
特定事業が一時的堆積事業である場合における条例第十	堆積行為を開始した日から三月ごと
六条第一項の規定による水質検査又は土壌検査	に当該三月を経過した日から三週間以内
(略)	(略)

2 (標識の掲示)

第十九条 条例第十八条第一項の規定による標識の掲示は、特定事業が施行されている間、土砂等の堆積行為の許可に関する標識(第十号様式)により行わなければならない。

(土壌検査)
第十七条) 略)

3 第一項の土壌検査は、特定事業区域の面積が一ヘクタールを超える場合にあっては、当該特定事業区域を一ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第十八条 条例第十六条第三項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる提出期日までに、それぞれ特定事業水質・土壌検査報告書(第九号様式)を提出して行わなければならない。

検査の区分	提出期日
特定事業が一時的たい積事業でない場合における条例第十	たい積行為を開始した日から六月ごと
六条第一項の規定による水質検査又は土壌検査	に当該六月を経過した日から三週間以内
特定事業が一時的たい積事業である場合における条例第十	たい積行為を開始した日から三月ごと
六条第一項の規定による水質検査又は土壌検査	に当該三月を経過した日から三週間以内
(略)	(略)

2 (標識の掲示)

第十九条 条例第十八条第一項の規定による標識の掲示は、特定事業が施行されている間、土砂等のたい積行為の許可に関する標識(第十号様式)により行わなければならない。

2 条例第十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 特定事業区域の所在地
- 四〜七 (略)
- 八 特定事業区域の面積
- 九 (略)

(特定事業の廃止等の届出)

第二十条 条例第十九条第二項の規定による届出は、特定事業廃止(休止・再開)届出書(第十一号様式)により行わなければならない。

第二十一条〜第二十三条 (略)

(立入検査等の身分証明書)

第二十四条 条例第二十五条第二項の身分を示す証明書は、立入検査員証(第十五号様式)又は環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式とする。

第二十五条) 略)

(書類等の提出)

第二十六条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、特定事業区域の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、特定事業区域の所在地が大分市である場合は、この限りでない。

2 (略)

第二十七条 (略)

別表第一(第三条、第十七条関係)

2 条例第十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 特定事業場の所在地
- 四〜七 (略)
- 八 特定事業場及び特定事業区域の面積
- 九 (略)

(特定事業の廃止等の届出)

第二十条 条例第十九条第二項の規定による届出は、特定事業廃止(休止・再開)届出書(第十一号様式)により行わなければならない。

第二十一条〜第二十三条 (略)

(立入検査等の身分証明書)

第二十四条 条例第二十五条第二項の身分を示す証明書は、立入検査員証(第十五号様式)とする。

第二十五条) 略)

(書類等の提出)

第二十六条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、特定事業場の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、特定事業場の所在地が大分市である場合は、この限りでない。

2 (略)

第二十七条 (略)

別表第一(第三条、第十七条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	日本産業規格（以下「規格」という。）（K〇一〇二一三・一四・三、一四・四又は一四・五に定める方法）
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K〇一〇二二九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五、九・六若しくは九・七の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境基準告示」という。）（付表一）（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐 ²⁾	検液中に検出されないこと。	規格K〇一〇二一四・七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格K〇一〇二一四・七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五若しくは七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	日本産業規格（以下「規格」という。）（K〇一〇二一五・二、二五・三又は五・四）に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K〇一〇二の三八に定める方法（規格K〇一〇二の三八・一・一及びK〇一〇二の三八の備考一に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境基準告示」という。）（付表一）に掲げる方法
有機燐 ²⁾	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号。以下「排水基準告示」という。）（付表一）に掲げる方法又は規格K〇一〇二の三一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルシメトンにあつては、排水

項目	基準値	測定方法
鉛	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一三・一四又は一三・五に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二一三・一四・三（一四・三・七を除く。）に定める方法（ただし、一四・三・二に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K〇一七〇一七の七のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素 ¹⁾	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土砂等一キログラムにつき一五ミリグラム未満であること。	基準値のうち、検液中濃度に係るものにあつては規格K〇一〇二一三・二〇・二、二〇・三、二〇・四又は二〇・五に定める方法は農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令

項目	基準値	測定方法
鉛	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二の五四に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二の六五・二に定める方法（ただし、規格K〇一〇二の六五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K〇一七〇一七の七のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素 ¹⁾	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土砂等一キログラムにつき一五ミリグラム未満であること。	基準値のうち、検液中濃度に係るものにあつては規格K〇一〇二の六一に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の

ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下であること。	六・二一、二六・三又は二六・四に定める方法
	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二二五・二及び五・三、五・二及び五・四 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二〇〇ミリリットルに硫酸一〇ミリリットル、りん酸六〇ミリリットル及び塩化ナトリウム一〇グラムを溶かした溶液とグリセリン二五〇ミリリットルを混合し、水を加えて一、〇〇〇ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇一六 六四二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は五・二(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によつて液性を判別する。)
		懸濁物質及びびイ

ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下であること。	二、六七・三又は六七・四に定める方法
	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二二の三四・一(規格K〇一〇二二の三四の備考一を除く。)若しくは三四・四(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二〇〇ミリリットルに硫酸一〇ミリリットル、りん酸六〇ミリリットル及び塩化ナトリウム一〇グラムを溶かした溶液とグリセリン二五〇ミリリットルを混合し、水を加えて一、〇〇〇ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇一六の六四二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K〇一〇二の三四・一(c)。(注②第三文及び規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。)に定める方法)
		懸濁物質及びびイ

ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	オンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び五・五に定める方法
	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二二五・五・二、五・五又は五・六に定める方法
		ほう素

備考
1 3 (略)

4 一・二ジクロロエチレンの濃度は、規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二より測定されたシス体の濃度と規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第二(第四条、第十六条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二二二一四・三、一四・四又は一四・五に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K〇一〇二二一九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五若しくは九・六(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う

ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	オンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表七に掲げる方法
	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二二の四七・一、四七・三又は四七・四に定める方法
		ほう素

備考
1 3 (略)

4 一・二ジクロロエチレンの濃度は、規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二より測定されたシス体の濃度と規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第二(第四条、第十六条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	規格K〇一〇二二の五五・二、五五・三又は五五・四に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K〇一〇二二の三八・一・二(規格K〇一〇二二の三八の備考一を除く。以下同じ。)及び三八・二に定める方法、規格K〇一〇二の三八・一・二及び三八・三に定める方法、規格

有機燐 ²⁾	検出されないこと。	又は環境基準告示付表一 (蒸留操作は装置にて行 う。)に掲げる方法	方法
	規格K〇一〇二四七・ 二・一及び七・二・三に定 める方法		
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリ グラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 三・二、一三・三、一三・ 四又は一三・五に定める方 法	
	六価クロム 一リットルにつき〇・〇五ミリ グラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 四・三(二四・三・七を除 く。)に定める方法(ただ し、二四・三・二 に定める方法に より塩分の濃度の高い試料 を測定する場合にあって は、規格K〇一七〇一七 七のa)又はb)に定める 操作を行うものとする。)	
砒素 ³⁾	一リットルにつき〇・〇一ミリ グラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 〇・三、二〇・四又は一	

有機燐 ²⁾	検出されないこと。	排水基準告示付表一に掲げ る方法又は規格K〇一〇二 の三・一に定める方法の うちガスクロマトグラフ法 以外のもの(メチルジメト シ)にあっては、排水基準告 示付表二に掲げる方法	K〇一〇二の三八・一・二 及び三八・五に定める方法 又は環境基準告示付表一
	に掲げる方法		
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリ グラム以下であること。	規格K〇一〇二の五四 に定める方 法	
	六価クロム 一リットルにつき〇・〇五ミリ グラム以下であること。	規格K〇一〇二の六五・二 に定める方法(ただ し、規格K〇一〇二の六 五・二・六に定める方法に より塩分の濃度の高い試料 を測定する場合にあって は、規格K〇一七〇一七の 七のa)又はb)に定める 操作を行うものとする。)	二、六一・三又は六一・四
砒素 ³⁾	一リットルにつき〇・〇一ミリ グラム以下であること。	規格K〇一〇二の六一・ 二、六一・三又は六一・四	

(略)	銅	農用地(田に限る。)におい て、一リットルにつき一ミリグ ラム以下であること。	規格K〇一〇二一三 一・三、一一・四、一一・ 五又は一一・六に定める方 法	〇・五に定める方法
	ジクロロメ タン	一リットルにつき〇・〇二ミリ グラム以下であること。	規格K〇一二五五・一、 五・二又は五・三・二に定 める方法	
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミ リグラム以下であること。	規格K〇一二五五・一、 五・二、五・三・一、五・ 四・一又は五・五に定める 方法		
	一・二―ジ クロロエチ レン	一リットルにつき〇・〇〇四ミ リグラム以下であること。	規格K〇一二五五・一、 五・二又は五・三・二に定 める方法	
一・一―ジ クロロクロ ロ	一リットルにつき〇・〇四ミリ グラム以下であること。	規格K〇一二五五・一、 五・二又は五・三・一に定 める方法		

(略)	銅	農用地(田に限る。)におい て、一リットルにつき一ミリグ ラム以下であること。	規格K〇一〇二の五二 に定める方 法	に定める方法
	ジクロロメ タン	一リットルにつき〇・〇二ミリ グラム以下であること。	規格K〇一二五の五・一、 五・二又は五・三・二に定 める方法	
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミ リグラム以下であること。	規格K〇一二五の五・一、 五・二、五・三・一、五・ 四・一又は五・五に定める 方法		
	一・二―ジ クロロエチ レン	一リットルにつき〇・〇四ミ リグラム以下であること。	規格K〇一二五の五・一、 五・二又は五・三・二に定 める方法	
一・一―ジ クロロクロ ロ	一リットルにつき一ミリグラム 以下であること。	規格K〇一二五の五・一、 五・二又は五・三・一に定 める方法		

以下であること。
二、五・五又は五・六
に定める方法

備考

1・2)略

3 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、規格K1〇―二五 五・一、
五・二又は五・三・二より測定されたシス体の濃度と規格K1〇―二
五 五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の
濃度の和とする。

(削る)

以下であること。
一、四七・三又は四七・四
に定める方法

備考

1・2)略

3 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、規格K1〇―二五の五・一、
五・二又は五・三・二より測定されたシス体の濃度と規格K1〇―二
五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の
濃度の和とする。

別表第三(第八条、第十一条関係)

一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第四条の規定に基づく許
可を要する行為

二 土地改良法の規定に基づく土地改良事業

三 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三
十七号)第三十九条第一項の規定による許可を要する行為

四 離島法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の
規定による許可を要する行為

五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項
及び第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を
含む。)の規定による許可を要する行為

六 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二十四条の規定によ
る承認並びに同法第三十二条第一項及び第九十一条第一項の規定
による許可を要する行為

七 土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業及び同法第七
十六条第一項の規定による許可を要する行為

八 鹼干渉法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第一項(同
法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定によ
る許可を要する行為

九 鹼干渉法(昭和三十一年法律第百一号)第七条第一項及び第八

第一項の規定による許可を要する行為

十 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十八条第一
項の規定による許可を要する行為

十一 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第九条第一
項の規定による許可を要する行為

十二 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十
一号)第十二条第一項及び第三十条第一項の規定による許可を要
する行為

十三 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十条の規定に
よる承認並びに同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条
第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四
第一項及び第五十八条の六第一項の規定による許可を要する行為
十四 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の八第一
項の規定による許可を要する行為

十五 鹼干渉法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項及
び第二項の規定による許可並びに同法第五十九条第四項の規定に
よる認可を要する行為

十六 都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業及び同法第六
十六条第一項の規定による許可を要する行為

十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四
年法律第五十七号)第七条第一項の規定による許可を要する行為

十八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五
十八号)第十五条の二第一項の規定による許可を要する行為

十九 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第八条第一項の
規定による許可を要する行為

二十 大分県港湾施設管理条例(昭和五十一年大分県条例第十九
号)第三条の規定による許可を要する行為

二十一 大分県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例(平成

十五年大分県条例第二十六号 第四条第一項の規定による許可を要する行為

【新】

第1号様式(第8条関係)

(表)

特定事業許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第9条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

特定事業区域の所在地	
特定事業区域の面積	m ²
特定事業の目的	
特定事業の用に供する施設の設置に関する計画	
現場事務所の所在地	
現場責任者の氏名	
特定事業区域内の土壌の汚染状態についての検査の結果	
特定事業に使用される土砂等の量	m ³
土砂等の最大堆積時における土砂等の量(一時的堆積事業の場合)	m ³
特定事業の施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業が施行されている間において特定事業区域内の浸透水採取するための措置	
申請者が未成年者である場合にあつては、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)	

【旧】

第1号様式(第8条関係)

(表)

特定事業許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

(法人にあっては、名称
及び代表者の氏名)

電話番号 ()

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第9条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

特定事業区域の位置	
特定事業区域の面積	m ²
特定事業場の区域の面積	m ²
特定事業の目的	
特定事業の用に供する施設の設置に関する計画	
現場事務所の所在地	
現場責任者の氏名	
特定事業場の区域内の土壌の汚染状態についての検査の結果	
特定事業に使用される土砂等の量	m ³
土砂等の最大たい積時における土砂等の量(一時的たい積事業の場合)	m ³
特定事業の施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業が完了した場合における当該特定事業場の構造(一時的たい積事業にあつては土砂等の最大たい積時の構造)	
特定事業が施行されている間において特定事業区域内の浸透水採取するための措置	
特定事業が施行されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置	
申請者が未成年者である場合にあつては、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)	

【新】

(裏)

添付書類及び図面

- 1 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- 2 申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- 3 特定事業の施行に関する計画書
- 4 特定事業区域及び特定事業の用に供する施設の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面
- 5 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図(一時的堆積事業にあっては、土砂等の最大堆積時における計画平面図及び計画断面図)で、特定事業の施行前の状況を確認することができるもの
- 6 特定事業区域の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類)及び公図の写し
- 7 特定事業区域内の土壌の汚染状態についての検査の試料とする土砂等を採取した地点を示す図面並びに当該試料ごとに作成した検査試料採取調書(第2号様式)及び当該検査に係る計量証明書又は当該特定事業区域の構造が堆積行為を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断するものであることを示す図面
- 8 特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書(一時的堆積事業にあっては、土砂等の最大堆積時における土砂等の量の積算を記載した計算書)
- 9 その他知事が必要と認める書類及び図面

【旧】

(裏)

添付書類及び図面

- 1 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- 2 申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- 3 特定事業の施行に関する計画書
- 4 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面
- 5 特定事業場の計画平面図及び計画断面図(一時的たい積事業にあっては、土砂等の最大たい積時における計画平面図及び計画断面図)で、特定事業の施行前の状況を確認することができるもの
- 6 特定事業区域内の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類)及び公図の写し
- 7 特定事業区域内の土壌の汚染状態についての検査の試料とする土砂等を採取した地点を示す図面並びに当該試料ごとに作成した検査試料採取調書(第2号様式)及び当該検査に係る計量証明書又は当該特定事業場の構造がたい積行為を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断するものであることを示す図面
- 8 特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書(一時的たい積事業にあっては、土砂等の最大たい積時における土砂等の量の積算を記載した計算書)
- 9 安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した安定計算書
- 10 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図
- 11 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の構造計算書
- 12 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書類
- 13 その他知事が必要と認める書類及び図面

【新】

第3号様式(第12条関係)

特定事業変更許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第12条第1項の規定により、特定事業の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

許可番号等	年 月 日 第 号	
	変 更 後	変 更 前
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		

添付書類及び図面

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例施行規則第8条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち変更事項に係る書類及び図面

【旧】

第3号様式(第12条関係)

特定事業変更許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第12条第1項の規定により、特定事業の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

許可番号等	年 月 日 第 号	
	変 更 後	変 更 前
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		

添付書類及び図面

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則第8条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち変更事項に係る書類及び図面

【新】

第4号様式(第12条関係)

特定事業変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

特定事業に係る軽微な変更を行ったので、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第12条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号等	年 月 日 第 号	
	変 更 後	変 更 前
変更の内容		
変更の理由		

添付書類

- 1 条例第9条第1項の許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名の変更の場合にあつては、当該許可を受けた者の住民票の写し(法人にあつては登記事項証明書)
- 2 特定事業に使用される土砂等の量の変更の場合にあつては、変更後の特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の特定事業区域の計画平面図及び計画断面図
- 3 一時的堆積事業の土砂等の最大堆積時における土砂等の量の変更の場合にあつては、変更後の土砂等の最大堆積時における土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の土砂等の最大堆積時における特定事業区域の計画平面図及び計画断面図

【旧】

第4号様式(第12条関係)

特定事業変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

電話番号 ()

特定事業に係る軽微な変更を行ったので、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第12条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号等	年 月 日 第 号	
	変 更 後	変 更 前
変更の内容		
変更の理由		

添付書類

- 1 条例第9条第1項の許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名の変更の場合にあつては、当該許可を受けた者の住民票の写し(法人にあつては登記事項証明書)
- 2 特定事業に使用される土砂等の量の変更の場合にあつては、変更後の特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の特定事業場の計画平面図及び計画断面図
- 3 一時的たい積事業の土砂等の最大たい積時における土砂等の量の変更の場合にあつては、変更後の土砂等の最大たい積時における土砂等の量の積算を記載した計算書並びに変更後の土砂等の最大たい積時における特定事業場の計画平面図及び計画断面図

【新】

第5号様式(第13条関係)

特定事業着手届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

特定事業に着手したので、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域の所在地	
着手年月日	年 月 日
当該特定事業区域に土砂等の搬入を開始した(する)ときの土砂等搬入届出書の提出(予定)年月日	年 月 日

【旧】

第5号様式(第13条関係)

特定事業着手届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

電話番号 ()

特定事業に着手したので、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域の位置	
着手年月日	年 月 日
当該特定事業区域に土砂等の搬入を開始した(する)ときの土砂等搬入届出書の提出(予定)年月日	年 月 日

【新】

第6号様式(第14条関係)

土砂等搬入届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

特定事業区域に土砂等を搬入したいので、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例
第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
特 定 事 業 区 域 の 所 在 地	
土砂等の採取場所の所在地	
土砂等を採取した者の住所、 氏名及び電話番号	
搬入する土砂等の量	m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の運搬事業者の住所、 氏名及び電話番号	

添付書類

- 1 土砂等採取元証明書(第7号様式)
- 2 土砂基準適合証明書。ただし、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第14条各号のいずれかに該当する場合にあつては、この書類の添付を省略することができる。

【旧】

第6号様式(第14条関係)

土砂等搬入届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)
電話番号 ()

特定事業区域に土砂等を搬入したいので、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例
第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
特 定 事 業 区 域 の 位 置	
土砂等の採取場所の所在地	年 月 日
土砂等を採取した者の住所、 氏名及び電話番号	
搬入する土砂等の量	m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の運搬事業者の住所、 氏名及び電話番号	

添付書類

- 1 土砂等採取元証明書(第7号様式)
- 2 安全基準適合証明書。ただし、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第14条各号のいずれかに該当する場合にあつては、この書類の添付を省略することができる。

【新】

第8号様式(その1)(第15条関係)

特定事業土砂等管理台帳

(年 月分)

特定事業許可事業者名		特定事業許可番号	
特定事業区域の所在地		特定事業施行期間	
特定事業区域の面積		特定事業に使用される土砂等の搬入量	
現場責任者氏名		電話番号	

(単位：m³)

日付	1日ごとの搬入量	採取場所ごとの内訳			
		採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累計 (残)					

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別業に記載した書類を添付すること。

【旧】

第8号様式(その1)(第15条関係)

特定事業土砂等管理台帳

(年 月分)

特定事業許可事業者名		特定事業許可番号	
特定事業場の所在地		特定事業施行期間	
特定事業区域の面積		特定事業に使用される土砂等の搬入量	
現場責任者氏名		電話番号	

(単位：m³)

日付	1日ごとの搬入量	採取場所ごとの内訳			
		採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累計 (残)					

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別業に記載した書類を添付すること。

【新】

特定事業土砂等管理台帳(一時的堆積事業)

(年 月分)

特定事業許可事業者名		特定事業許可番号	
特定事業区域の所在地		特定事業施行期間	
特定事業区域の面積		使用される土砂等の量	
現場責任者氏名		最大堆積時の土砂等の量	
電話番号			

(単位：m³)

日付	搬入量 前月までの累計 ()	採取場所ごとの内訳			搬出量 前月までの累計 ()	搬出先ごとの内訳			残量 前月までの累計 ()
		採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()		搬出先 ()	搬出先 ()	搬出先 ()	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計									
累計									

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。

【旧】

特定事業土砂等管理台帳(一時的たい積事業)

(年 月分)

特定事業許可事業者名		特定事業許可番号	
特定事業場の所在地		特定事業施行期間	
特定事業区域の面積		使用される土砂等の量	
現場責任者氏名		最大たい積時の土砂等の量	
電話番号			

(単位：m³)

日付	搬入量 前月までの累計 ()	採取場所ごとの内訳			搬出量 前月までの累計 ()	搬出先ごとの内訳			残量 前月までの累計 ()
		採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()	採取場所 () 採取者名 ()		搬出先 ()	搬出先 ()	搬出先 ()	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
計									
累計									

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。

【新】

第9号様式(第18条関係)

特定事業水質・土壌検査報告書

年 月 日

大分県知事 殿

報告者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

特定事業に係る水質検査・土壌検査を行ったので、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第16条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
検 査 の 区 分	水 質 ・ 土 壤
検 査 試 料 採 取 年 月 日	年 月 日
計量証明書の交付を受けた日	年 月 日
検 査 結 果	

添付書類

- 1 水質検査又は土壌検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した場所を示す図面
- 2 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとに作成した検査試料採取調書
- 3 水質検査又は土壌検査に係る計量証明書

【旧】

第9号様式(第18条関係)

特定事業水質・土壌検査報告書

年 月 日

大分県知事 殿

報告者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

特定事業に係る水質検査・土壌検査を行ったので、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第16条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
検 査 の 区 分	水 質 ・ 土 壤
検 査 試 料 採 取 年 月 日	年 月 日
計量証明書の交付を受けた日	年 月 日
検 査 結 果	

添付書類

- 1 水質検査又は土壌検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した場所を示す図面
- 2 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとに作成した検査試料採取調書
- 3 水質検査又は土壌検査に係る計量証明書

【新】

第10号様式(第19条関係)

土砂等の <u>堆積行為</u> の許可に関する標識	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定事業の目的	
特定事業区域の所在地	
事業者の住所、氏名(名称、代表者氏名)及び電話番号	住所 氏名(名称) (代表者氏名) 電話番号
現場事務所の所在地及び電話番号	所在地 電話番号
現場責任者の氏名	
特定事業の施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業区域の面積	m ²
土砂等の主な採取場所	
土砂等の搬入予定量(一時的堆積事業の場合は、年間の搬入及び搬出予定量)	
管轄保健所の名称	

注 縦横それぞれ90センチメートル以上とする。

【旧】

第10号様式(第19条関係)

土砂等の <u>たい積行為</u> の許可に関する標識	
特定事業許可番号	年 月 日 第 号
特定事業の目的	
特定事業場の所在地	
事業者の住所、氏名(名称、代表者氏名)及び電話番号	住所 氏名(名称) (代表者氏名) 電話番号
現場事務所の所在地及び電話番号	所在地 電話番号
現場責任者の氏名	
特定事業の施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業場の面積	m ²
特定事業区域の面積	m ²
土砂等の主な採取場所	
土砂等の搬入予定量(一時的 <u>たい積事業</u> の場合は、年間の搬入及び搬出予定量)	
管轄保健所の名称	

注 縦横それぞれ90センチメートル以上とする。

【新】

第11号様式(第20条関係)

特定事業廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び表者の氏名)
電話番号 ()

特定事業を 廃止・再開 した(休止したい)ので、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第19条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
廃止(休止・再開)年月日	年 月 日
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 特定事業の廃止の場合にあつては、廃止後の特定事業区域の平面図、断面図及び写真
- 2 特定事業の休止の場合にあつては、休止時の特定事業区域の平面図、断面図及び写真

【旧】

第11号様式(第20条関係)

特定事業廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代
表者の氏名)
電話番号 ()

特定事業を 廃止・再開 した(休止したい)ので、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第19条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
廃止(休止・再開)年月日	年 月 日
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 特定事業の廃止の場合にあつては、廃止後の特定事業区域の平面図、断面図及び写真
- 2 特定事業の休止の場合にあつては、特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための措置を示す特定事業区域の平面図、断面図及び写真

【新】

第12号様式(第21条関係)

特定事業完了届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

特定事業を完了したので、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
完 了 年 月 日	年 月 日
検 査 希 望 日	年 月 日

【旧】

第12号様式(第21条関係)

特定事業完了届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

特定事業を完了したので、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
完 了 年 月 日	年 月 日
検 査 希 望 日	年 月 日

【新】

第13号様式(第22条関係)

特定事業承継届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

特定事業の許可に係る地位を承継したので、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第21条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号等	年 月 日 第 号
承継前の事業者	住所
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	年 月 日

添付書類

- 1 地位を承継した事実を証する書面
- 2 地位を承継した者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- 3 地位を承継した者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)

【旧】

第13号様式(第22条関係)

特定事業承継届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

特定事業の許可に係る地位を承継したので、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第21条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号等	年 月 日 第 号
承継前の事業者	住所
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	年 月 日

添付書類

- 1 地位を承継した事実を証する書面
- 2 地位を承継した者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- 3 地位を承継した者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)

【新】

第14号様式(第23条関係)

特定事業譲受許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第22条第1項の規定により、特定事業の譲受の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

譲受けに係る許可の 許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
譲 受 け の 相 手 方	住所 氏名又は名称 (法人にあつては、代表者の氏名)
特定事業区域の所在地	
現場責任者の氏名	
譲 受 け の 理 由	
申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)	

添付書類

- 1 特定事業区域の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類)
- 2 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)
- 3 申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- 4 その他知事が必要と認める書類

【旧】

第14号様式(第23条関係)

特定事業譲受許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、名称及び代
表者の氏名
電話番号 ()〕

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第22条第1項の規定により、特定事業の譲受の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

譲受けに係る許可の 許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
譲 受 け の 相 手 方	住所 氏名又は名称 (法人にあつては、代表者の氏名)
特定事業区域の位置	
現場責任者の氏名	
譲 受 け の 理 由	
申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)	

添付書類

- 1 特定事業区域の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類)
- 2 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)
- 3 申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- 4 その他知事が必要と認める書類

【新】

第15号様式(第24条関係)

(表)

立 入 検 査 員 証	
第 号	
所 属 職 名 氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例(平成18年大分県条例第41号)第25条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
大分県知事	印

(裏)

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例(抜粋)

(立入検査等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の堆積行為を行った者又は当該土砂等の堆積行為に供するために土地を提供した者に対し、報告を求め、又はその職員に、土砂等の堆積行為を行った者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問し、若しくは試験の用に供するために必要な限度において土砂等は無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) 省略

(5) 第25条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。

【旧】

第15号様式(第24条関係)

(表)

立 入 検 査 員 証	
第 号	
所 属 職 名 氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(平成18年大分県条例第41号)第25条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
大分県知事	印

(裏)

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(抜すい)

(立入検査等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等のたい積行為を行った者又は当該土砂等のたい積行為に供するために土地を提供した者に対し、報告を求め、又はその職員に、土砂等のたい積行為を行った者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問し、若しくは試験の用に供するために必要な限度において土砂等は無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) 省略

(5) 第25条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。